一般社団法人＊＊＊＊定款

　　　　第1章　総則

（名称）

第1条　当法人は、一般社団法人＊＊＊＊と称する。

（事務所）

第2条　当法人は、東京都＊＊区に事務所を置く。

（目的）

第3条　当法人は、＊＊＊＊することを目的とし、その目的に資するために、次の事業を行う。

（1）＊＊＊＊事業

（2）＊＊＊＊事業

（3）＊＊＊＊事業

（4）その他前各号に附帯または関連する事業

（公告の方法）

第4条　当法人の公告は、＊＊＊＊方法で行う。

　　　　第2章　会員

（種別）

第5条　当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人および一般財団法人に関する法律上の社員とする。

（1）正会員　　当法人の目的に賛同して入会した者

（2）賛助会員　当法人の事業を援助するために入会した者

（3）名誉会員　この法人に功労のあった者または学識経験者で社員総会で推薦された者

（入会）

第6条　正会員または賛助会員として入会するには、当法人所定の様式で申し込みをし、理事会の承認を得なければならない。

（経費の負担）

第7条　正会員または賛助会員は、社員総会において別に定める入会金および会費を納めなければならない。

（退会）

第8条　会員は、いつでも退職できる。ただし、1ヶ月以上前に当法人に退社の申し出をしなければならない。

（除名）

第9条　当法人の会員が、当法人の名誉を毀損する、もしくは当法人の目的に反する行為をする、もしくは会員としての義務に違反するなど、除名するべき正当な事由がある場合には、社員総会の決議により、その会員を除名できる。

（会員の資格の喪失）

第10条　会員は、次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

（1）退社したとき

（2）1年以上会費を滞納した時

（3）＊＊＊＊

（4）＊＊＊＊

（5）＊＊＊＊

　　　　第3章　社員総会

（開催）

第11条　当法人の社員総会は、定時総会および臨時総会とし、定時総会は毎年＊月に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

（構成）

第12条　社員総会はすべての正会員で構成する。

（招集）

第13条　社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

（議長）

第14条　社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

　2　　 代表理事に事故がある場合は、あらかじめ理事会で定めた順序により、他の理事が議長になる。

（議決権）

第15条　社員総会の議決権は、社員1名につき1個とする。

（決議）

第16条　社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数をもって決する。

（議事録）

第17条　社員総会の議事については、議事録を作成する。議事録には議事の経過および結果を記載し、議長および出席した理事は議事録に記名押印する。

　　　第4章　理事および理事会

（構成）

第18条　当法人には、理事会を設置する。

（員数）

第19条　当法人の理事は＊名以上とする。

（任期）

第20条　理事の任期は、選任後＊年以内に終了する最終事業年度に関する定時社員総会の終結時までとする。

（代表理事）

第21条　当法人は、理事の中から代表理事を1名を置く。

（招集）

第22条　理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

（議長）

第23条　理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

（議事録）

第24条　理事会の議事については、議事録を作成する。議事録には議事の流れおよび結果を記載し、議長および出席した理事は議事録に署名もしくは記名押印する。

（理事の報酬および退職慰労金）

第25条　理事の報酬および退職慰労金は、社員総会の決議により定める。

　　　　第5章　監事

（構成）

第26条　当法人には、監事を設置する。

（任期）

第27条　監事の任期は、選任後＊年以内に終了する最終事業年度に関する定時社員総会の終結時までとする。

（監事の報酬および退職慰労金）

第28条　監事の報酬および退職慰労金は、社員総会の決議により定める。

　　　　第6章　計算

（事業年度）

第29条　当法人の事業年度は、毎年＊月＊日から翌年＊月＊日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第30条　当法人の事業計画書・収支予算書・資金調達や設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始日の前日までに、代表理事が作成し、＊＊＊の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様に行う。

　2　 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまで保管し、閲覧できるようにする。

(事業報告及び決算）

第31条　当法人の事業報告および決算は、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受ける。また、第3号から第7号までの書類は、会計監査人の監査を受け、理事会の承認を得なければならない。

（1）事業報告およびその附属明細書

（2）事業報告の附属明細書

（3）貸借対照表書

（4）損益計算書

（5）貸借対照表書および損益計算書の附属明細書

（6）財産目録

（7）キャッシュフロー計算書

　2　　 前項の第1号・第3号・第4号・第6号・第7号は、定時社員総会で報告しなければならない。

　3　　 貸借対照表・損益計算書・財産目録は、定時社員総会の承認を得なければならない。

4 第1項の書類のほかに、次の書類を主たる事務所に5年間保管、閲覧できるようにする。

（1）監査報告

（2）会計監査報告

（3）理事および監事の名簿

（4）理事および監事の報酬などの支給基準を記載した書類

（5）運営組織および事業活動の状況の概要や、これらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金の分配の禁止)

第32条　当法人は、剰余金の分配を行わない。

（残余財産）

第33条　当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似する事業を行う公益社団法人もしくは公益財団法人に贈与する。

　　　　第7章　附則

（最初の事業年度）

第34条　当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成＊＊年＊月＊日までとする。

（設立時の役員）

第35条　当法人の設立時理事、設立時代表理事および設立時監事は、次のとおりである。

設立時理事　佐藤太郎

設立時理事　＊＊＊＊

設立時理事　＊＊＊＊

設立時代表理事　＊＊＊＊

設立時監事　＊＊＊＊

（設立時の社員の氏名または名称及び住所）

第36条　当法人の設立時の社員の氏名または名称および住所は、次のとおりである。

住所　＊＊＊＊

設立時社員　株式会社＊＊＊＊

住所　東京都＊＊区

設立時社員　佐藤太郎

住所　＊＊＊＊

設立時社員　＊＊＊＊

（法令の準拠）

第37条　この定款に規定のない事項は、すべて一般社団法人および一般財団法人に関する法律その他法令に従う。

以上、一般社団法人＊＊＊＊設立のために、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成＊＊年＊月＊日

一般社団法人　＊＊＊＊

　設立時社員　株式会社＊＊＊＊

代表取締役　＊＊＊＊　㊞

設立時社員　佐藤太郎　㊞

設立時社員　＊＊＊＊　㊞